

お金が足りないなあ

でも、欲しいなあ…

みんなしてるって
言ってたし…

バシないよね

1個くらい、いいよね

見つかったら、返せばいいか

NO!!万引き!!

万引きは、窃盗罪です。

※ 10年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

ストレス発散や物欲、経済的な事情など、
どんな理由があっても万引きは許されません。
あなたの家族を悲しませ、あなたの将来に
大きな影響を与える犯罪です。



万引き犯人の3人に2人^(※)が

※ 三重県警察本部生活安全企画課調べ

捕まっています。逃げられません。



守ろう! 買い物のマナー



マイバッグは折りたたんでおき、商品を精算
するまで取り出さない



試着室への衣服の持ち込みは最小限にする



精算前の商品をトイレに持ち込まない

安全安心ニュース 令和3年度第32号

三重県警察本部生活安全企画課 TEL 059-222-0110